

第2章 室蘭市環境基本計画の概要

第1節 計画の概要

1. 計画の目的

「室蘭市環境基本計画」は、「室蘭市環境基本条例」（平成18年3月制定）で定めた目的・理念を具体化し、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項等を定めたもので、平成21年3月に策定しました。

本計画は、各施策の進捗状況等を年次報告書（環境白書）にまとめ、「室蘭市環境審議会」の点検・評価や、市民・事業者からの意見を広く求めながら環境施策の一層の展開を図ることを目的としています。

2. 計画の位置付けと期間

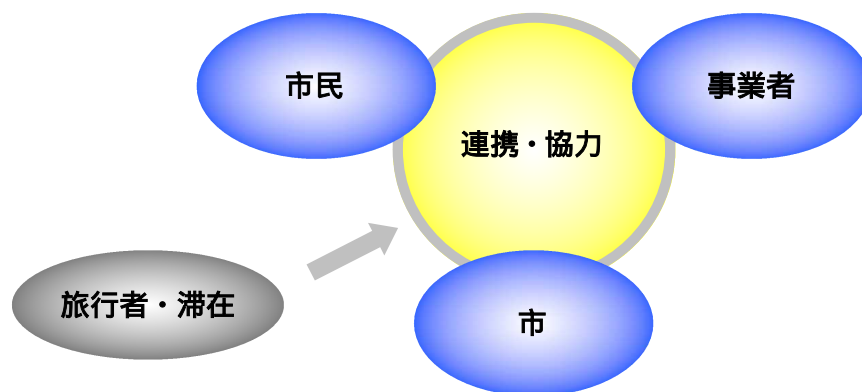
環境基本計画は、「第5次室蘭市総合計画」（平成20年3月策定）において環境面での柱となる個別計画として位置付けており、本市の環境に関する各種計画や環境施策の基本となるものです。

当初における計画期間は平成21年度から平成30年度までとしておりましたが、「第6次室蘭市総合計画」の策定期間をふまえ、平成32年度までに期間を延長しています。計画期間内においても、社会情勢や技術革新などにより必要に応じて見直します。

3. 計画に取り組む主体

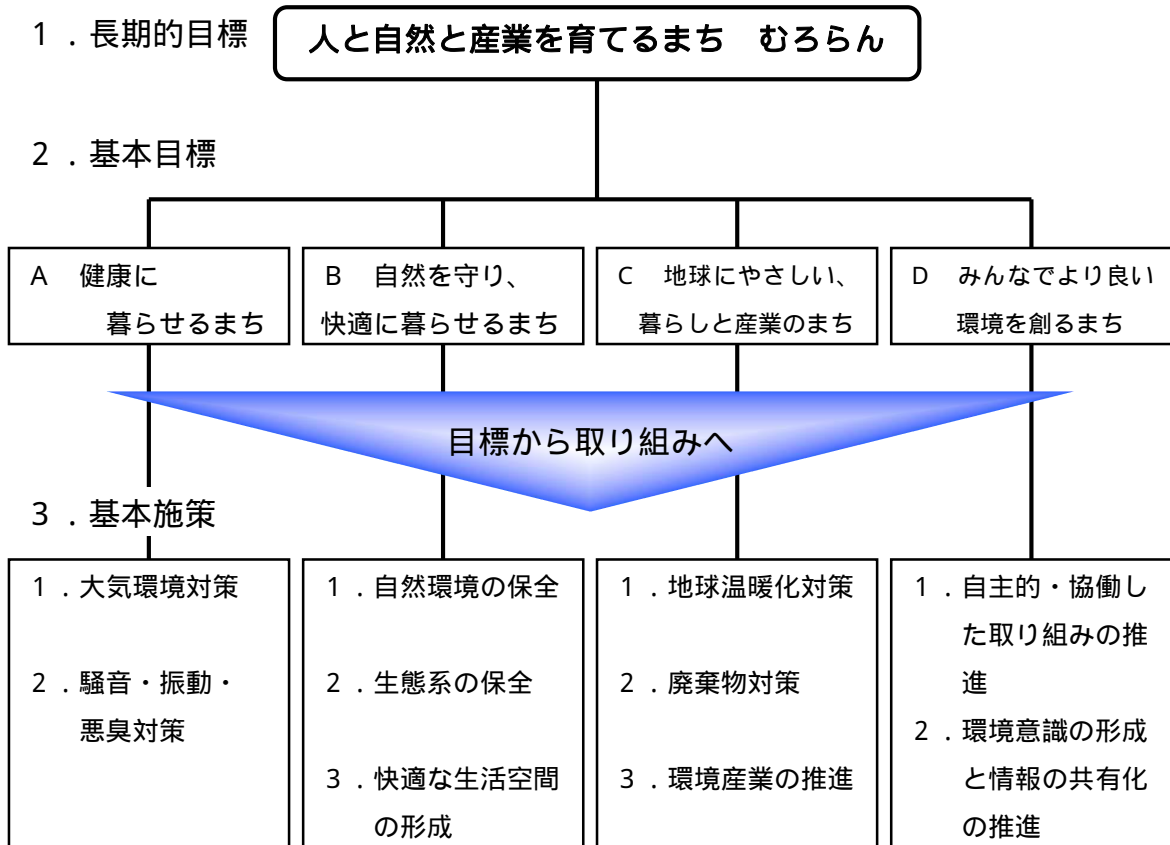
環境基本計画は、環境基本条例第4条から第6条に基づき、「市」だけではなく、「市民」・「事業者」についても取り組む主体としています。また、旅行者や滞在者についても協力を求めます。

環境基本計画に取り組む主体



「室蘭市環境基本計画」より

4. 施策の体系



5. 計画の進行管理

環境基本計画を実効性のあるものとし、確実に推進するために、平成22年度から前年度の取組状況をまとめた年次報告書（環境白書）を作成し、「室蘭市環境保全推進会議¹」や「室蘭市環境審議会²」、市民や事業者の意見を求め、計画に反映させながら推進しています。

1 室蘭市環境保全推進会議

室蘭市環境保全推進会議は、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として庁内に設置しています。

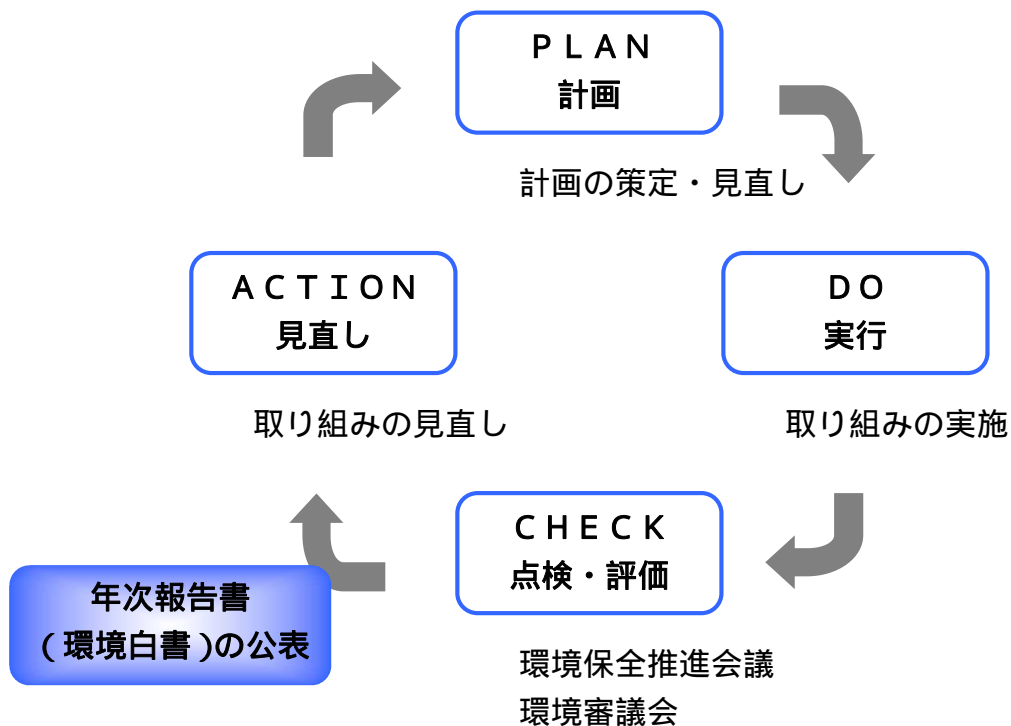
推進会議は、計画の進捗状況の把握や点検・評価を行います。

2 室蘭市環境審議会

室蘭市環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、室蘭市環境基本条例第30条に基づき設置しています。

環境審議会は学識経験者や各種団体、公募委員で構成され、計画の策定や見直し、進捗状況等について意見や提言を行います。

進行管理フローチャート



「室蘭市環境基本計画」より